

# 本物の高校無償制度の確立に向けて

小笠原 大 樹

## ◇ 高校授業料無償制度への所得制限導入

第一八五回臨時国会では、高校授業料無償制度へ所得制限を導入する「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」も可決されたが、最大争点の「特定秘密の保護に関する法律」の陰で、ほとんど報道されなかった。

民主党政権が二〇一〇年に実現した高校授業料無償制度は、「子どもは社会が育てる」という理念の実現の第一歩であった。その内容は、公立高校に通学する子どもへの授業料不徴収と私立高校に通学する子どもへの就学支援金制度の二本立てである。前者は月額九九〇〇円（年額一一万八〇〇〇円）の授業料を不徴収とし国から支出し、後者は一律年額一一万八〇〇〇円の支給のほか、世帯所得によって加算があり、年収二五〇万円以下の場合には二倍加算の二三万七六〇〇円、三五〇万円以下の場合は一・五倍加算の一七万八二〇〇円を支給する。結果、経済的理由による高校中退者の減少や高校再入学者の増大などの成果があった。今回可決された改正法は、この高校授業料無償制度に所得制限を導入するものである。同制度を「バラマキ」などとする自公政権は、当初、世帯

所得七〇〇万円という所得制限基準の導入をめざしたが、公明党が基準の引き上げを主張したため、最終的に基準は九一〇万円となった。これにより授業料不徴収が廃止され、制度は就学支援金に一本化された。家庭の経済状況にかかわらず高校教育を権利として保障する制度から、低所得世帯の就学支援策に後退した、ということである。

日教組は、所得制限導入反対を掲げて全国署名を展開し、国会論戦でたたかったが、最終的には原案どおり可決された。ただし、「将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給することができるよう必要な予算の確保に努め」「国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の趣旨を踏まえ、後期中等教育の無償化を早期に実現するよう最大限努力」など、今後の足がかりとなる付帯決議がされた。

## ◇ 所得制限導入の何が問題か

高校授業料無償制度に所得制限を導入することには以下の問題点がある。

第一に、「中等教育及び高等教育における漸進的無償化」を定めた国連の「国際人権規約・社会権規約(A規約)」「第二三条第二項(b)および(c)に違反することである。同規約は一九六六年に制

定され、日本も一九七九年に批准したが、この条項だけを留保してきた。民主党政権で高校授業料無償化が実現したことから、二〇一二年九月、政府は留保撤回を国連に通告した。OECD加盟三四カ国中三一カ国が中等教育を無償とし、世界は無償が多数派である。

第二に、プライバシーの侵害である。所得制限には世帯ごとの所得の把握が必要だが、文科省はこれを市町村の発行する課税証明書を学校に提出させることで行い、「市町村民税所得割額」が三〇万四二〇〇円以上の世帯は授業料を負担するとしている。市町村民税所得割額は、両親の合算で、どちらか一方が働き、高校生一人、中学生一人の家庭であれば、市町村民税所得割額が三〇万四二〇〇円の場合、年収は九一〇万円になる。証明を要求されるのは、世帯所得九一〇万円未満の全ての子どもである(全国平均七八%、北海道八九・二%)。家庭の経済状況という第一級のプライバシーを八割の子どもたちが自ら証明しなければ給付を受けられないという制度設計そのものが問題である。

第三は、家庭の経済格差の構図が教室内に持ち込まれることである。新制度では、教室に授業料を払う子どもと払わない子どもが混在するだけでなく、二割の子どもたちが支払う授業料を原資として、所得二五〇万円以下の子どもたちへの給付型奨学金制度が創設される。これは、所得二五〇万円以下の子どもへの支援を、所得九一〇万円以上の子どもが支える構図である。子どもたち同士の関係性を基礎として感受性と社会性を育まねばならない教室という空間で、家庭の経済格差が見

えてしまう弊害は大きく、罪は深い。

第四に、申請時の証明内容と現下の家計状況が必ずしも一致しないという問題である。所得制限は二〇一四年四月から高校一年生を対象として行われ、申請は、一年生の四月と七月、二年生の七月、三年生の七月の計四回行う。七月には、六月に発行された所得証明書を提出するが、証明できるのは前年度の家計状況で、現在の状況を反映しないという構造的な問題がある。証明書では所得九一〇万円以上となっているが、現在生計維持者が失業中などの家計急変に対応することが不可欠となる。両親が離婚調整中で、父親は九一〇万円以上の収入があっても母親のパートの収入だけで生活しているといった場合も、その事情を学校に提出しなければならぬ。そうしなければ九一〇万円以上の所得があるものと見なされ授業料の支払いを求められるが、支払えずに滞納者となる可能性が高い。

そして第五に、朝鮮学校生が政治的理由で高校授業料無償制度の対象から除外され続けていることである。二〇一三年五月、国際人権規約委員会は、朝鮮学校生の排除を「差別」と明確に指摘し、是正を勧告した。朝鮮学校の子どもたちは通行人から心無い言葉を浴びせられながら、その屈辱に耐え署名活動を続けている。彼らと連帯してたたかわなければならぬ。

#### ◇ 所得制限導入の目的は国民の中に反目をくくらすこと

当初、世帯所得七〇〇万円は「恵まれている」

との世論の反発を懸念し、反対運動に躊躇があった。それは、高校授業料無償化が家庭の経済状況にかかわらず高校教育を権利として保障する制度であることが国民に十分浸透しておらず、就学のための援助であるという認識に止まっていたということがある。

自民党は、それを見越して、国民の中に反目をつくり出し、中等教育の無償が世界の常識であることから目を逸らそうとした。二〇一二年一月二月の衆議院選挙のおよそ九カ月前、自民党機関誌『自由民主』（第二四九八号、二〇一二年二月二十八日号）は、本当に必要な家庭に対し手厚く支援するとし、給付型奨学金制度の創設などを提言したうえで、「これに伴い現行の高校授業料無償化は廃止される」と書いた。所得制限導入が高校無償化を支える思想の否定となることを熟知し、廃止を戦略的に仕掛けてきたのである。下村文科大臣は「制度を充実するため」と繰り返し答弁したが、今回成立した改正法からは「公立高等学校授業料不徴収」の文字が見事に除かれた。しかし、自民党は私たちがすべきことも同時に教えている。高校無償制度の意義を国民に浸透させるという課題である。また、当面九一〇万円とされた基準額ではあるが、容易に引き下げ得る。自民党はこの制度を権利保障とは考えず福祉の対象と見なしており、かつ「自助・共助・公助」の順で、公的援助を最後の手段にすべきだと公言しているからである。

#### ◇ 高校無償制度は授業料にとどまらない

新制度導入に伴い、当面とりくむべきこととし

て、以下の四点が挙げられる。第一に、中学三年生への早期かつ十分な周知。第二に、生徒・保護者のプライバシー保護。付帯決議にも「生徒等が分断・差別されたり、いわゆる『ステイグマ（レッテル張りの意）』に悩まされることのないよう十分な配慮を行う」と明記されている。第三に、受給漏れの防止。そして第四は、新たに発生する膨大な事務量に対応する人員増である。付帯決議にも「要員の確保や様々な財政措置等を行うことにより、その負担軽減に努める」と明記されている。

民主党政権の無償化も、対象は授業料にとどまり、教科書代や制服代、通学費や下宿代、部活動の遠征費など授業料の二〜三倍の私費負担が残った。そのため、国際人権委員会は「二〇一三年五月、日本政府に対し、制度の対象に「入学金と教科書代を含める」よう勧告した。国会は三年後に検証するとしたが、三年後は国政選挙の年である。今から、所得制限導入の現場への影響をつぶさに集めておくべきだ。そして、朝鮮学校生を排除せず、入学金や教科書代を含む、所得制限のない本物の高校無償制度を早期に確立するよう、子ども・保護者とともに運動していかねばならない。本物の高校無償制度の確立をかちとるためのたたかいは、まさにここからである。

小笠原大樹（おがさわら たいき）

高校教員。これまで、鶴川高校、函館東高校（現市立函館高校）、函館中部高校定時に勤務。二〇〇八年七月より北海道教職員組合高校部長を務める。